



JASDAQ

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 橋本 昇  
( J A S D A Q ・ コード 6 8 3 8 )  
問合せ先  
役職・氏名 総務部長 小倉 俊一  
電話 0 4 6 7 - 7 9 - 7 0 2 7

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 41 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除いたします。また、将来の業務範囲の拡大を目指し、業務目的の追加を行い、その他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

(別紙)

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 (条文省略) 1. (条文省略) 2. 有価証券の取得、保有および運用 3. (条文省略) 4. (条文省略) 5. 企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画およびそれらの斡旋、仲介およびコンサルタント業務 (新設) (新設) 6. (条文省略)	第2条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. 有価証券の取得、保有、 <u>運用および投資</u> 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. 企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画およびそれらの斡旋、仲介およびコンサルタント業務ならびに <u>投資業</u> 6. <u>不動産の売買、賃貸、管理および仲介</u> 7. <u>経営一般および株式公開に関するコンサルタント業務</u> 8. (現行どおり)
第3条 ~ 第6条 (条文省略) (株券の発行)	第3条 ~ 第6条 (現行どおり) (削除)
<u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> (単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)~(3) (条文省略)	第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)~(3) (現行どおり)
(基準日)	(基準日)
第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (条文省略)	第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (現行どおり)

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第12条 ~ 第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の任期)</p>	<p>第11条 ~ 第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p>
<p>第32条 (条文省略)</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第33条 ~ 第47条 (条文省略)</p>	<p>第32条 ~ 第46条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>

以 上